

広報資料(ここに掲載されている情報は、発表日現在の情報です)

2012年(平成24年)3月26日

福島県弁護士会

東京電力株式会社に対する要望書の提出について

原子力発電所事故による損害賠償につき、紛争解決センターは、同センターによる総括基準を策定し、中間指針で目安として示された金額を超える慰謝料の増額を内容とする和解を成立させる等、一定の進展がみられるとはいえ、今回の原子力発電所事故の被害者が膨大な数に上ることに照らせば、紛争解決センターにおいて処理できる件数には限界があるものと言わざるを得ません。

従って、東京電力は、被害者からの直接請求においても、紛争解決センターが定めた総括基準や紛争解決センターにおける和解の実例等を踏まえて柔軟に対応することで、全ての被害者に対する早急な、そして完全なる救済を実現する義務があるものと考えられます。

このため、3月21日(水)午前10時15分、本会執行部を含む会員6名が東京電力の福島地域支援室を訪問し、東京電力福島原子力補償相談室福島補償相談センター所長に別添要望書を手交しました。

この要望書は、①東京電力は、被害者からの直接請求においても、紛争解決センターが定めた総括基準や紛争解決センターにおける和解の実例等を踏まえて柔軟に対応すること、②東京電力は①の対応を取ることにつき、記者会見及び貴社ホームページへの掲載により対外的に公表すること、を求め、更に、以上の点について東京電力として検討した結果を当会あて書面で回答するよう求めるものです。

今後、福島県弁護士会では、本件要望書に対する東京電力の対応、回答に注目し、直接請求の改善のため更なる活動をしていく予定です。

以 上

(お問い合わせ先 福島県弁護士会事務局 電話番号:024-534-2334)

当会会長が要望書を朗読し、手交した様子



2012年（平成24年）3月21日

東京電力株式会社

代表取締役社長 西澤 俊夫 殿

福島県弁護士会

会長 菅野 昭弘

要 望 書

1 2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災及びこれに伴う貴社福島第一・第二原子力発電所事故から、既に1年が経過した。

貴社原子力発電所事故は、福島県民をはじめとする多くの国民に避難、被ばくを余儀なくさせたうえ、その生活や財産、営業、雇用、教育、地域コミュニティーなどを広範に、継続的かつ長期的に根底から破壊し、重大な人権侵害を引き起こした。

政府による避難指示等が出された地域の人口について、平成22年国勢調査速報等をもとに政府が推計したところによれば、福島第一原子力発電所から20km圏の人口は約7.8万人、同じく30km圏の人口は約14.1万人、計画的避難区域の対象人口は約1万人とされている（原子力損害賠償紛争審査会（第4回）配付資料3-2）。また、中間指針追補で自主的避難等対象区域とされた23市町村の人口は、合計約150万人とされているうえ、それ以外の市町村においても自主的避難を実施した被害者、事故前と比較して格段に高い放射線量のなか居住を続けている被害者が存在する。

以上のとおり、今回の原子力発電所事故について被害者数は膨大なものであり、その早急な、そして完全な救済が求められているところである。

2 被害者の早急な、そして完全なる救済を実現するためには、貴社が、被害者からの直接請求においても、政府の原子力損害賠償紛争解決センターが定めた総括基準や紛争解決センターにおける和解の実例等を踏まえて柔軟に対応することが必要不可欠である。

即ち、紛争解決センターは、同センターによる総括基準の策定や中間指針で目安として示された金額を超える慰謝料の増額を認めた和解の成立等、一定の進展がみられるとはいえ、報道によれば、2012年（平成24年）3月2日までの申立受付件数は1,181

件であるところ、うち和解成立は16件にとどまっているとされているし、今後、以下に人的及び物的な体制を充実させたとしても、今回の原子力発電所事故の被害者が前記のとおり膨大な数に上ることに照らせば、紛争解決センターにおいて処理できる件数には限界があるものと言わざるを得ない。

従って、貴社は、紛争解決センターにおいて仲介委員の提示した和解案を尊重することは当然のことながら（この点は、貴社が「5つのお約束」にて明言しているところである）、それだけでなく、被害者からの直接請求においても、紛争解決センターが定めた総括基準や紛争解決センターにおける和解の実例等を踏まえて柔軟に対応することで、全ての被害者に対する早急な、そして完全なる救済を実現する義務がある。

現に、2012年（平成24年）2月17日に開催された第23回原子力損害賠償紛争審査会において、紛争解決センターの野山宏室長は「実例の公表とか総括基準の策定・公表等も推し進め、それらが被害者と東京電力の相対交渉における基準になっていくという、そういう姿、それによって10万件以上の紛争案件が解決される、そのような姿を最終的に目指している」と述べているところである。

3 よって、当会は貴社に対し、下記のとおり要望するとともに、本要望書に対する貴社検討の結果を、2012年（平成24年）3月31日までに当会あて書面にて回答するよう求める。

記

- (1) 貴社は、被害者からの直接請求においても、紛争解決センターが定めた総括基準や紛争解決センターにおける和解の実例等を踏まえて柔軟に対応すること。
- (2) 貴社は、上記(1)の対応を取ることにつき、記者会見及び貴社ホームページへの掲載により対外的に公表すること。